

第八十号議案

東京都建築審査会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都建築審査会条例の一部を改正する条例

東京都建築審査会条例（昭和二十五年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。
 第九条第二項中「の種類」を「の種目」に改め、「次」の下に「の表」を加え、同項の表を次のように改める。

種目	額
鉄道賃	職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）の規定により職員（同条例に規定する指定職職員を除く。）に支給する額に相当する額
船賃	
航空賃	
その他の交通費	
宿泊費	
包括宿泊費	
宿泊手当	

日当	一日につき一〇、〇〇〇円
----	--------------

第九条第三項中「（昭和二十六年東京都条例第七十六号）」を削り、同項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都建築審査会条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

関係出席者の費用弁償に係る規定を改める必要がある。